

秦野市水道事業の設置等に関する条例等の一部を改正することについて

秦野市水道事業の設置等に関する条例等の一部を別紙のとおり改正するものとする。

平成 2 7 年 1 1 月 2 6 日提出

秦野市長 古 谷 義 幸

提案理由

本市の公共下水道事業に関して、処理組織の名称、地方公営企業法の適用範囲、特別会計の廃止、企業管理規程の適用等について定めることにより同事業を公営企業とするため、改正するものであります。

秦野市水道事業の設置等に関する条例等の一部を改正する条例

(秦野市水道事業の設置等に関する条例の一部改正)

第1条 秦野市水道事業の設置等に関する条例(昭和42年秦野市条例第31号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

秦野市水道事業及び公共下水道事業の設置等に関する条例

第1条中「水道事業」の次に「及び公共下水道事業」を加える。

第2条の見出しを「(水道事業及び公共下水道事業の設置)」に改め、同条に次の1項を加える。

2 本市は、汚水及び雨水を排除し、又は処理するため、公共下水道事業を設置する。

第9条を第10条とする。

第8条第1項中「水道事業」の次に「及び公共下水道事業」を加え、同条を第9条とする。

第7条中「水道事業」の次に「又は公共下水道事業」を加え、同条を第8条とする。

第6条中「水道事業」の次に「又は公共下水道事業」を加え、同条を第7条とする。

第5条中「水道事業」の次に「又は公共下水道事業」を加え、同条を第6条とする。

第4条第1項中「法第7条ただし書」の次に「及び地方公営企業法施行令第8条の2」を、「水道事業」の次に「及び公共下水道事業」を加え、同条第2項中「水道事業」の次に「及び公共下水道事業」を加え、「水道局」を「上下水道局」に改め、同条を第5条とする。

第3条第1項中「水道事業」の次に「及び公共下水道事業」を加え、同条第2項から第4項までを削り、同条に次の2項を加える。

2 水道事業の内容は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 給水区域は、秦野市の区域及び松田町の一部の区域とする。
- (2) 給水人口は、174,290人とする。
- (3) 1日最大給水量は、78,380立方メートルとする。

3 公共下水道事業の内容は、次に掲げるとおりとする。

(1) 排水区域面積は、2,580ヘクタールとする。

(2) 排水人口は、152,410人とする。

(3) 1日最大汚水量は、78,670立方メートルとする。

第3条を第4条とする。

第2条の次に次の1条を加える。

(公共下水道事業における法の適用)

第3条 法第2条第3項及び地方公営企業法施行令(昭和27年政令第403号)第1条第2項の規定により、公共下水道事業に法の規定の全部を適用する。

(秦野市特別会計設置条例の一部改正)

第2条 秦野市特別会計設置条例(昭和39年秦野市条例第11号)の一部を次のように改正する。

本則中第2号を削り、第3号を第2号とし、第4号を第3号とし、第5号を第4号とする。

(秦野市公共下水道事業受益者負担に関する条例の一部改正)

第3条 秦野市公共下水道事業受益者負担に関する条例(昭和55年秦野市条例第1号)の一部を次のように改正する。

第4条第3項ただし書中「規則」を「企業管理規程(第8条第2項及び第30条において「規程」という。)」に改める。

第8条第2項及び第30条中「規則」を「規程」に改める。

(秦野市下水道条例の一部改正)

第4条 秦野市下水道条例(昭和55年秦野市条例第32号)の一部を次のように改正する。

第3条第2号中「規則」を「企業管理規程(以下「規程」という。)」に改め、同条第5号中「規則」を「規程」に改める。

第4条、第5条、第7条から第9条まで、第11条、第12条、第14条、第16条、第20条から第22条まで、第24条、第29条及び第39条中「規則」を「規程」に改める。

(秦野市公共下水道使用料徴収条例の一部改正)

第5条 秦野市公共下水道使用料徴収条例(昭和55年秦野市条例第38号)の一部を次のように改正する。

第5条第1項第4号中「規則」を「企業管理規程(次項及び第18条にお

いて「規程」という。)」に改め、同条第2項中「規則」を「規程」に改める。

第18条中「規則」を「規程」に改める。

(秦野市水道事業給水条例の一部改正)

第6条 秦野市水道事業給水条例(昭和39年秦野市条例第43号)の一部を次のように改正する。

第11条第4項中「規則」を「企業管理規程(以下「規程」という。)」に改める。

第12条、第14条、第33条の2、第38条及び第43条中「規則」を「規程」に改める。

(秦野市水道事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第7条 秦野市水道事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和43年秦野市条例第19号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

秦野市水道事業及び公共下水道事業の企業職員の給与の種類及び基準に関する条例

第1条中「水道事業の企業の職員」を「水道事業及び公共下水道事業の企業職員」に改める。

第2条第1項中「水道事業の企業の職員」を「水道事業及び公共下水道事業の企業職員」に改め、同条第2項中「秦野市水道事業企業職員の勤務時間等に関する規程(昭和43年秦野市企業管理規程第6号)」を「秦野市水道事業及び公共下水道事業の企業職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規程(平成24年秦野市企業管理規程第4号)」に改める。

第9条第1項中「秦野市水道事業企業職員の勤務時間等に関する規程」を「秦野市水道事業及び公共下水道事業の企業職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規程」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

(規則に関する経過措置)

2 第6条の規定による改正前の秦野市水道事業給水条例第12条第4項の規定により規則の定めるところにより指示した同条第3項の工事上の条件は、

第6条の規定による改正後の秦野市水道事業給水条例第12条第4項の規定により企業管理規程の定めるところにより指示した同条第3項の工事上の条件とみなす。